

熊本県警察機動装備隊運営要綱の制定について（通達）

平成 8 年 9 月 27 日

熊警甲第 2774 号

〔沿革〕 平成 9 年 3 月熊警甲第 865 号、14 年 3 月熊警第 268 号、16 年 6 月第 778 号、8 月第 1094 号、19 年 3 月第 277 号、20 年 3 月第 411 号改正

警察装備品の活用については、熊本県警察装備品の活用等に関する訓令（昭和 40 年熊本県警察本部訓令甲第 2 号）及び熊本県警察装備品の活用等に関する訓令の運用について（昭和 44 年 9 月 9 日付け熊警第 1731 号例規）に基づいて運用してきたところであるが、近年の厳しい治安情勢に対応し、的確な警察活動を推進するためには、物的基盤である装備資機材の総合運用と有効活用が不可欠となってきた。

そこで、突発的、日常的に発生している事件等の発生に際し、必要な装備資機材を迅速に現場に搬送するなど第一線警察活動を積極的に支援する組織として、平成 8 年 10 月 1 日付けで「熊本県警察機動装備隊」を設置することとし、併せて「熊本県警察機動装備隊運営要綱」を別添のとおり制定したので、その適正かつ効果的な運用に努められたい。

別添

熊本県警察機動装備隊運営要綱

第 1 趣旨

この要綱は、熊本県警察機動装備隊（以下「機動装備隊」という。）の設置、運用等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 設置

熊本県警察本部（以下「警察本部」という。）に機動装備隊を置く。

第 3 隊の任務

機動装備隊は、事件、事故及び災害（以下「事件等」という。）の発生に際し、必要な資機材を迅速に現場に搬送するなど各種資機材の総合運用と有効活用を図ることにより、第一線警察活動を積極的に支援することを任務とする。

第 4 隊の編成等

1 編成

- (1) 機動装備隊に、隊長、副隊長及び班を置き、班に班長及び班員を置く。
- (2) 機動装備隊の編成及び班の分掌事務は、別表のとおりとする。

2 隊員の指定

- (1) 別表班員の欄に掲げる所属の長（以下「関係所属長」という。）は、所属する職員の中から機動装備隊の隊員（以下「隊員」という。）としてふさわしい者を選考し、推薦書（様式第1号）により、熊本県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に推薦するものとする。
- (2) 警察本部長は、九州管区警察局熊本県情報通信部長に対し、隊員の推薦を要請するものとする。
- (3) 警察本部長は、関係所属長の推薦に基づき、隊員を指定するものとする。
- (4) 警察本部長は、隊員を指定したときは、指定書（様式第2号）を交付するものとする。
- (5) 関係所属長は、異動等により隊員に変更が生じたときは、速やかに適任者を推薦するものとする。
- (6) 隊長は、熊本県警察機動装備隊員名簿（様式第3号）を備え付け、常に整備しておくものとする。

第5 事件等発生時の措置

- 1 警察本部の所属の長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、事件等の発生に際し、資機材を補充、調達する必要がある場合は、隊長に対して機動装備隊の出動を要請することができる。
- 2 機動装備隊の出動要請は、機動装備隊出動要請書（様式第4号）により行うものとする。ただし、急を要する場合は、電話等により要請を行うことができる。

第6 指揮

隊長は、出動の要請を受けたとき又は出動させる必要があると認めるときは、事件等の内容により、隊員の全部又は一部に対して、招集、待機又は出動を命ずるものとする。

第7 運用

- 1 隊長は、機動装備隊を出動させる場合において、隊員以外の警察職員を出動させる必要があると認めるときは、所属長に対し、職員の派遣を要請することができる。
- 2 隊長は、出動の要請を行った所属長と緊密に連携し、隊員を指揮して、第一線警察活動を積極的に支援するものとする。
- 3 隊長は、機動捜査隊、交通機動隊、機動隊及び鑑識課機動鑑識班並びに熊本県情報通信部機動警察通信隊と緊密な連携を保ち、第一線警察活動を支援するものとする。
- 4 隊長は、隊員の高度かつ専門的な知識、技能の習得と錬磨を図るため、所属長と連携した訓練を実施するものとする。

- 5 所属長は、保有する装備資機材の管理を徹底するとともに、活用方法についても習熟するなど機動装備隊の活動に対し積極的な支援が行えるよう努めるものとする。

第8 庶務

機動装備隊に関する庶務は、警務課において行う。

別表・様式（略）